



鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No. 154 令和3年1月号

発行者

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

鶴見支部

〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 26番4号

(鶴見商工会館2階)

電話 045-503-0017

FAX 045-505-3411

発行責任者

支部長 藤井達也



賀
正

年頭挨拶

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部長

藤井達也

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになったこととお慶び申しあげます。平素より、当鶴見支部の運営、各種事業への参画など、多大なご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、鶴見労働基準監督署をはじめ、関係官庁、諸団体、並びに役員事業場の皆様のご協力により、昨年の事業を運営することができましたことを重ねて御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、新語・流行語大賞年間大賞が「3密」であったことからもわかりますように新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた1年でした。この新型コロナウイルス感染症により、地域、企業、家庭などさまざまな単位で行動様式の変容が求められ、その対応に会員事業場の皆様も苦慮されたことと思います。

当支部においても各種講習会や研修会などの中止、再開後においても感染防止のために受講者数の制限など感染防止対応により、支部運営に影響を受けました。

この原稿を執筆している時点では、感染拡大の第3波到来と言われ、日ごとに新規感染者数、重症患者数の記録が更新されている状況です。これを最後に新型コロナウイルス感染症が終息に向かうことを願っております。

労働災害に目を向けてみると、昨年は第13次労働災害防止推進計画の3年目でした。鶴見労働基準監督署管内では休業4日以上の死傷者数は10月末現在で199人、前年同期比で55人の増加となっており、目標値である227人を上回るペースで推移しています。また、死亡災害も1件発生しています。特に製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業において前年に比べ労働災害が急増しています。会員事業場の皆様におかれましては、この状況を踏まえ労働災害防止対策の確認、より一層の取り組みをお願いいたします。

本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な状況でスタートします。皆様におかれましても感染リスク低減のためにリモートワークに代表される各種対策を継続されていることだと思います。今後は、Withコロナ、アフターコロナに向けた体制整備が必要となり、多様な業務形態おいての管理が必要となります。いかなる状況においても法令順守のうえ、従業員の労働条件・労働環境の確保、安全管理、健康の保持・増進を進めていかなければなりません。

本年も安心・安全・健康な職場づくりに貢献できるよう、各種講習会、研修会、セミナーなどの支部活動を推進してまいります。今後とも、鶴見労働基準監督署をはじめ、各関係機関及び関係諸団体のご指導、ご支援、並びに会員事業場の皆様のより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場の益々のご発展と皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶



鶴見労働基準監督署
署長
前田 比三典

新年明けましておめでとうございます。

新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から当署の行政運営に御理解と御協力をいただきておりますことに対しまして改めて厚く御礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大のため緊急事態宣言が発せられ、生活や経済活動に対する制限を受け、仕事や働き方に大きな影響を与え、感染防止のため新しい働き方等が求められる一年でした。

会員事業所の皆様におかれましては引き続き、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止をするためのチェックリスト」等を活用した感染防止対策を実施していただくとともに、今年はワクチンの開発が進み、新型コロナウイルスの感染が早期に終息し、明るい一年になることを願っております。

さて令和2年度は第13次労働災害防止推進計画の3年目の中間年となります。鶴見労働基準監督署管内での労働災害発生状況を見ますと、休業4日以上の労働災害は昨年11月末現在218件と前年同期比58件・36.3%の大幅な増加となり、計画期間中、死傷災害を5%以上減少させるという目標の達成が困難な状況となっています。今後、労働災害を減少させるためには法令を遵守するとともに、リスクアセスメントの実施によるリスクの低減化を図っていく必要があると考えております。

また、今後労働環境も大きく変化し、高年齢労働者の増加が予想され、今よりも一層、転倒災害の防止、腰痛予防対策が必要になってくると思われます。そのため、令和2年3月に策定された「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づき、働く高年齢労働者の特性に配慮した職場環境を構築していただければと思っています。

また、平成31年4月から、長時間労働の是正などにより多様な働き方を選択できる社会を実現するための働き方改革関連法が順次施行されています。

労働基準法の改正では、時間外労働の罰則付きの上限規制が新たに規定され、原則月45時間・1年360時間、臨時的な特別な事情がある場合でも、1年720時間、複数月（休日労働を含み）平均80時間以下、単月（休日労働を含み）100時間未満となり、中小企業でも昨年の4月1日から施行されています。

また、パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止され、中小企業でも今年の4月1日から施行されることになっていますので、対応をよろしくお願いします。

当署では本年も働き方改革を推進するため、希望される事業所様への当署支援班職員による個別訪問など、働き方改革実現に向けた最大限の支援策を講ずるとともに、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する取引環境の改善（しわ寄せ防止）にも引き続き取り組んでまいります。

最後になりましたが、鶴見支部と会員事業場の益々のご発展と本年の皆様のご多幸を祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶



鶴見安全衛生協力会連合会会長
ジャパンマリンユナイテッド横浜協力会会長

浜島 祥二

神奈川労務安全衛生協会鶴見支部の皆さん 明けましておめでとうございます。

令和になって2年目の昨年、事情により鶴見安全衛生協力会連合会の会長に復帰することとなりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

その昨年は、まさに新型コロナウイルスに明けて、新型コロナウイルスに暮れたとしか言いようのない1年でした。特に4月7日の政府による「緊急事態宣言」発出後は、それなりの人数が集まる諸団体の会合は、ほとんどが開催中止に追い込まれ、神奈川労安協並びに鶴見支部主催の一般会員まで参加する行事につきましても、本年明けての賀詞交歓会に至るまで軒並み中止という事態となりました。直接顔を合わせて意思の疎通を図るという、従来通りの会合の運営方法が根底から見直しを迫られ、リモート会議（飲み会も含めて）に形を変えるなどというこ

とが全国的な動きとなっております。本年は、労安協鶴見支部といたしましても、一昨年まで一連の活動計画の中で開催してきた各種行事が、どこまで（以前と同じ形で）復活できるかが、カギとなる一年だと思います。

さて、当地の安全成績の結果を振り返ってみると、第13次労働災害防止推進計画の丁度中間点にあたる昨年、鶴見管内においては、休業災害が大幅に増加するという大変残念な結果となってしまいました。この現状を率直に受け止め、私どもとしては引き続き「挟まれ・巻き込まれ災害」「墜落・転落災害」「交通事故」等の撲滅に向け、関係者が一体となって危険予知・予防活動を徹底していく必要があると考えます。

本年も鶴見労働基準監督署のご指導の下、労安協鶴見支部の仲間の皆さんと連携を深めながら、昨年と同様「安全・健康の決意新たに‘トップの率先現場の改善’」の実現に向けて邁進する覚悟であります。

改めまして会員各社のご繁栄と、兎にも角にも一刻も早く新型コロナウイルスに打ち勝ち、ご家族を含めたご健康を皆さんとともに喜び合える日の来る事を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といったします。

労働基準監督署からのお知らせ

1 神奈川県最低賃金の改正について

神奈川県最低賃金（地域別最低賃金が令和2年10月1日から、時間額1,012円（前年からの引上げ額1円）に改正されました。

年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらずすべての労働者に適用されます。

臨時に支払われる賃金（慶弔手当など）、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、時間外労働・休日労働に対する割増賃金、深夜割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除外した賃金額が、1時間当たり1,012円以上でなければなりません。

詳細な計算方法や歩合給の場合の計算方法等は労働基準監督署までお問合せください。



2 新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう

◎2019年4月から年5日の年次有給休暇を確実に取得させが必要となっています。

● 年次有給休暇の計画付与制度を導入しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について労使協定を結べば、計画的に有給休暇の取得を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとって予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

■1	年次有給休暇の付与日数が10日の労働者
5日	5日

事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

■2	年次有給休暇の付与日数が20日の労働者
15日	5日

事業主が計画的に付与できる

労働者が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

● 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう

年次有給休暇の付与は原則1日ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲で、時間単位の取得が可能となります。

労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間には含めません。

3 持続的な感染対策のためテレワークや時差出勤などの新しい働き方の導入をお願いします

● テレワーク

→ 出社せずに在宅等で仕事をすることができます。

テレワークは、情報通信機器を利用して本拠地の勤務場所から離れた場所で仕事をする働き方です。

労働基準法上の労働者につきましては、テレワークを行う場合においても、労働基準関係法令が適用されます。

テレワークにおける適正な労務管理を行うため、「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>)を参考にして導入いただきますようお願いします。

● フレックスタイム制

→ 就業時刻などが柔軟な時差出勤をすることができます。

フレックスタイム制とは、労働者が日々の始業・終業時刻を自ら決めることによって、仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

フレックスタイム制を導入する場合には、「フレックスタイム制の分かりやすい解説＆導入の手引き」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000476042.pdf>)を参考にしていただきますようお願いします。

● 変形労働時間制

→ 「週休3日制」など出勤日数を減らすことができます。

変形労働時間制とは、一定の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えないことを条件として、労働時間の配分ができる制度です。

1ヶ月以内の期間を平均して法定労働時間に対応する「1ヶ月単位の変形労働時間制」と、1年以内の期間を平均して法定労働時間に対応する「1年単位の変形労働時間制」があります。

いずれの変形労働時間制を採用する場合についても条件がありますので、

「1ヶ月単位の変形労働時間制」

(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/140811-2.pdf>)

「1年単位の変形労働時間制」

(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-6a.pdf>)

を参考にしていただきますようお願いします。

4 金属アーク溶接作業について新たに健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質（特化則）等を改正して、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は令和3年4月1日から施行・適用します。(一部経過措置があります)

屋外作業場等で金属アーク溶接作業を行う場合

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654446.pdf>)

金属アーク溶接作業を継続して屋内作業場で行う場合

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf>)

を参考にしていただきますようお願いします。

安全・健康管理講習会開催

職場におけるパワーハラスメント・新型コロナウイルス感染症拡大による、テレワークが多くなり、心の健康が問題視されています。

神奈川労務安全衛生協会鶴見支部と神奈川産業保健総合支援センターとの共催により、安全・衛生講習会を開催し、多くの方が参加されました。

最初に神奈川産業保健総合支援センターの渋谷副所長よりご挨拶をいただきました。

第1回目として、神奈川産業保健総合支援センターの産業保健相談員で日本ハム(株)統括産業医・労働衛生コンサルタントである村上太三氏をお招きし、『職場のヘルスケアについて』～職場の健康管理・増進、健康管理について～ご講演していただきました。

講演の内容は、①メンタルヘルス関連の近年の動向では、精神疾患とその関連（自殺）対策、過労死・労災の視点から、②労働安全衛生関連対策では、第13次労働災害防止計画、労働者の心の健康の保持増進のための指針、心の健康問題によ

り休業した労働者の職場復帰支援手引き、ストレスチェック制度、③ストレストレスセルフケアでは、働く人々のストレスの現状、心の耳（セルフケア探偵）、コミュニケーションについて、講話中に随時・質問を受けながらのお話で大変参考になるお話をしました。

先生のお話は、参加事業所の経営トップの方や安全衛生管理者等多くの受講者に非常に参考になったと思います。



 東邦電設株式会社

代表取締役 片 岡 正 明

横浜市鶴見区鶴見中央 2-14-22
電話 045(511)0121 (代) FAX 045(503)0678

最適な輸送方法をご提案いたします。

-法人向け国内輸送-

 日通トランスポーティ

横浜支店 電話番号 045-506-5521
<http://www.nittora.co.jp>

素材の会社

AGC

AGC 株式会社 AGC 横浜テクニカルセンター

 株式会社 横浜工作所

おかげさまで、創業 100 周年



*構内船舶修理部門
*船舶沖修理（出張工事）部門
*陸上プラント整備部門
*部品・機械製作加工部門

〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 2-3-29

TEL (045)503-5111 / FAX (045)503-5110
<https://www.yew.co.jp> E-mail : mail@yew.co.jp

印刷 + design で地域社会貢献を目指します。

【連絡先】有限会社 牛尾印刷 横浜市鶴見区尻手 2-3-50
〒230-0003 TEL(045)584-1410 FAX(045)584-6443
【E-mail】ushio-p@h8.dion.ne.jp

創業 63 年

[産業なびQR]





謹賀新年



「きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害」

令和3年元旦

役員事業場一同

A G C (株) AGC横浜テクニカルセンター	(株)京三製作所	J E F エンジニアリング(株)
キリンビール(株)横浜工場	東芝エネルギー・システムズ(株)京浜事業所	AGC横浜テクニカルセンター 安全衛生協力会
(株)京浜マリン製作所	(株)J-オイルミルズ横浜工場	J & T 環境(株)
東亞合成(株)横浜工場	東芝エネルギー・システムズ(株)京浜事業所 安全衛生協力会	太平洋製糖(株)
(株)京浜コーポレーション	東洋製罐(株)テクニカルセンター 横浜工場	保土谷化学工業(株) 横浜工場
三菱ケミカル(株) 鶴見工場	森永製菓(株)鶴見工場	ジャパンマリンユナイテッド(株) 横浜事業所 鶴見工場
ジャパンマリンユナイテッド 横浜協力会		

鶴見地域産業保健センター

<小規模事業場向けサービスの内容>

支援は全て無料です！

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

詳しくは、ホームページをご覧ください（<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>） 神奈川県で検索

鶴見地域産業保健センター
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-4-22
医師会内
Tel 045-521-2738 fax 045-521-2738
turumi-sando@sky.bbexcite.jp

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1
第6安田ビル 3階
Tel 045-410-1160 fax 045-410-1161

独立行政法人
労働者健康安全機構

新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動を行っています。
近隣で、またはお知り合いで未加入事業場がございましたら、事務局まで是非ご紹介下さい。

事務局 TEL 503-0017 FAX 505-3411